

令和7年5月8日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年第2回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 60 号 令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 6 年度杵築市一般会計補正予算（第 13 号）
）
－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 6 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算（第 5 号））
－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 6 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号））
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 6 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第
5 号））
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市税条例の一部を改正する条例）
－ 議 案 書 7 ペ ー ジ －
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例）
－ 議 案 書 13 ペ ー ジ －

- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
) - 議案書 16 ページ -
- 報告第 10 号 専決処分の報告について - 議案書 19 ページ -
- 報告第 11 号 専決処分の報告について - 議案書 21 ページ -

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和6年度杵築市一般会計補正予算（第13号）・・・別冊

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和6年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第5号）・・・別冊

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 6 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

・・・別冊

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和6年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第5号）

・・・別冊

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ
最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000
円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16

項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第5条の7第3項第4号及び第5号を削り、同条に次の2項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「

附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

附則第8条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8条の3第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第8条の4から第8条の6までを削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定は、地

方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の杵築市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条ただし書きに掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

第4条第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第24条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

相手方車両の修繕料 83,600 円の 50% である 41,800 円を支払う。

